

仙台市農業委員会第 40 回総会議事録

I. 開催日時 令和 3 年 8 月 30 日（月曜日）午後 1 時 30 分から午後 2 時 19 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (16 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫		11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太	13 番 佐藤 千治	14 番 佐藤 とみ
		16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男		

IV. 欠席委員 (2 人) 10 番 熊谷 幸夫 15 番 庄司 俊充

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案
 - (1) 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - (2) 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - (3) 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - (4) 第 4 号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件
5. 報告
 - (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出
 - (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出
 - (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知
 - (5) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件
 - (6) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による受理通知書の返戻に関する件
 - (7) 令和 3 年度農地基本台帳補正調査について（案）
 - (8) 農地利用意向調査の実施について
 - (9) 令和 3 年度第 1 回企画検討チーム会議報告（7 月 29 日開催）
6. その他
 - (1) 会長報告
 - (2) 事務局からの連絡事項
 - ①その他事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	加藤 隆	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主査	伊藤 秀宣
農地係主任	菊地 一郎	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：主幹兼 振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第40回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：主幹兼 振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、10番熊谷幸夫委員と15番庄司俊充委員から欠席の届けがありました。18人中16人出席ですので、会議は成立しております。続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。	
	(異議なし)	
議 長	それでは、7番加藤和江委員、8番菅野則義委員を指名いたします。	
議 長	議案に入ります。	(午後1時33分)
	第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 調査委員会を、第一調査委員会が担当し、8月23日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行いますので、調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略しますが、今回から調査の概要を説明していただきます。大泉権吾第一調査委員会委員長から説明願います。併せて番号7番については、聞き取り調査を実施しておりますので、調査委員会の結果についても委員長から報告願います。	
大泉権吾第一 調査委員会委 員長	－ 調査の概要説明 －	

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会委員長大泉権吾報告）

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を8月23日に実施いたしました。調査は、6番小野寺潔委員、9番菊地郁夫委員、15番庄司俊充委員と私（4番大泉権吾委員）の4名で行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が4件、贈与による農業承継が1件、使用貸借による農業承継が1件、使用貸借による新規就農が1件の合計7件です。番号1番と2番の報告は、調査は15番庄司俊充委員が担当しましたが本日欠席のため私（第一調査委員会委員長大泉権吾）から、番号3番から5番までの報告は9番菊地郁夫委員、番号6番と7番は、私（4番大泉権吾委員）から報告します。

（15番庄司俊充委員が欠席のため第一調査委員会委員長大泉権吾報告）

番号1番は、贈与により農業承継を図るものです。同一世帯の子と孫へ持分各2分の1を贈与するものです。譲受人は現在、トラクター3台、田植機3台、収穫機1台を所有し、家族5人で1,751aの農地を耕作しています。なお、8月12日に伊藤憲一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、稲作主体に農業を営んでいる農業法人で、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、構成員兼役員4人で1,372aの農地を耕作しています。なお、当該法人は、農地所有適格法人の要件を引き続き満たしていることを確認しております。8月16日に庄子亮一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

（9番菊地郁夫委員報告）

番号3番は、使用貸借により農業承継を図るものです。同一世帯の子へ使用貸借による権利を設定するものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機3台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で267aの農地を耕作しています。なお、8月13日に太田功治農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、売買により規模拡大を図るものです。譲渡人が離農のため隣接地を耕作している譲受人へ売買するものです。譲受人は現在、耕うん機1台、田植機1台を所有し、田の耕起と稲刈りは作業委託により、1人で59aの農地を耕作しています。なお、8月16日に若生宏明農地利用最適化推進委員が申請

地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、売買により規模拡大を図るものです。譲渡人が離農のため、農地の近隣に居住する譲受人へ売買するものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で180aの農地を耕作しています。なお、8月16日に若生宏明農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(4番大泉権吾委員報告)

番号6番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、家族3人で7aの農地を耕作しており、申請地を取得した後は、畑として利用するものです。なお、8月12日に永野真農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

大泉権吾委員
(第一調査委員会委員長)

番号7番は、使用貸借により新規就農を図るものです。新規就農であることから、聞き取り調査を実施しました。使用貸借の期間は3年間です。譲受人は農業法人で、トラクター2台、耕うん機3台、田植機1台、収穫機1台を所有し、構成員兼役員2人、常時雇用従業員3人の計5人で畑を耕作する計画です。ほかに、福祉事業を営む株式会社と委託契約を結んでおり、障害のある方20人程度の派遣を受ける予定です。当該法人は農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しております。8月15日に高山真里子農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり、本市における経営面積は2,276㎡と下限面積を下回っております。これについては、8月25日に美里町で、8月27日に石巻市において農地法第3条による使用貸借の許可が得られる予定であり、いずれかにおいて許可が得られれば下限面積要件を満たすこととなります。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

なお、調査委員会のとに、8月25日に美里町で、8月27日に石巻市において農地法第3条の許可を得ていることを確認しております。

議 長

第1号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。
第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時47分)

議 長

第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

－ 調査の概要説明 －

大泉権吾第一
調査委員会委
員長

調査報告（机上配布）

(第一調査委員会委員長大泉権吾報告)

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、7番加藤和江委員、8番菅野則義委員、13番佐藤千治委員、18番松原菊男委員の4名で行いました。今回の申請は、駐車場に転用するものが1件です。調査報告は8番菅野則義委員です。

(8番菅野則義委員報告)

番号1番は、駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外の区域です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、申請者が畑1,171㎡を転用し、駐車場（普通車20台、トラック5台）に400㎡、資材置場に228㎡、通路等に543㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、現況の変更がないため、費用は発生しないものです。なお、許可を得ずに現地を利用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査

いたしました。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時48分)

議 長

第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

大泉権吾第一
調査委員会委
員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会委員長大泉権吾報告）

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、7番加藤和江委員、8番菅野則義委員、13番佐藤千治委員、18番松原菊男委員の4名で行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが3件、駐車場に転用するものが2件、通路に転用するものが1件、太陽光発電パネル設置に転用するものが1件の合計7件です。番号1番と2番の報告は7番加藤和江委員、番号3番と4番の報告は13番佐藤千治委員、番号5番から7番までの報告は18番松原菊男委員です。

（7番加藤和江委員報告）

番号1番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田4,949㎡のうち、2,838㎡を転用し、太陽光発電パネル420枚（発電出力49.5kW）に683㎡、駐車スペースに120㎡、通路等に2,035㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実

性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。賃借権の設定期間は、20年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、資材置場に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当がなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、建築業者が田244㎡を転用し、資材置場に106.75㎡、駐車場（普通車3台）に40㎡、通路に97.25㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。賃借権の設定期間は10年間です。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（13番佐藤千治委員報告）

番号3番は、通路に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準に該当するものもなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が既存通路拡幅のため、畑46㎡を通路に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金と借入金であり、預金通帳の写し及び金銭消費貸借証書の写しが提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、旅館業及び不動産業者が、畑2,710㎡（実測面積3,563㎡）を駐車場（大型車25台）に1,000㎡、通路等に2,563㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（18番松原菊男委員報告）

番号5番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請

地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、不動産業者が畑85㎡を転用し、資材置場に60.20㎡、通路に24.80㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。第3種農地に近接する区域の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、不動産業者が畑36㎡と市街化区域の畑36㎡（報告2農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の番号5052）を含む事業面積72㎡を、駐車場（大型車3台）に27.30㎡、通路に44.70㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号7番は、資材置場に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当がなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木工事業者が田329㎡を転用し、資材置場に100㎡、駐車場（大型車1台）に30㎡、通路に199㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。賃借権の設定期間は、2年間です。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。なお、譲渡人の敷地を通路として使うことについて承諾書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。 第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。</p> <p>(午後1時55分)</p>
議 長	<p>第4号議案仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件について、を上程いたします。</p> <p>調査委員会の結果を、委員長から報告願います。</p>
大泉権吾委員 (第一調査委員会委員長)	<p>第4号議案の調査結果を報告します。調査は、6番小野寺潔委員、9番菊地郁夫委員、15番庄司俊充委員と私(4番大泉権吾委員)の4名で行いました。聞き取り調査については全員で、経済局農政企画課の説明を受け行いました。この整備計画の変更は別紙のとおり、除外が1件、編入が2件の計3件です。調査結果の報告は6番小野寺潔委員です。</p>
小野寺潔委員 (6番)	<p>第4号議案の調査結果を報告します。農用地利用計画の変更をするもので、除外1件と編入が2件です。番号1番は除外によるもので、分家住宅の建築のため変更を行うものです。申請は、登記地目が田で現況が畑740㎡のうち307㎡を分家住宅に利用するものです。農振法上で農用地区域になっていることから、農用地区域から除外する必要があり手続きをするものです。農振除外の5要件をすべて満たしているものです。番号2番は編入によるものです。多面的機能支払交付金制度の活用を受けるために編入するもので、現況が畑3筆計6,718㎡を編入するものです。番号3番は編入によるものです。多面的機能支払交付金事業予定地で該当地を含めて、農用地の保全・維持管理に取り込むこととしており、現況が田25筆計22,010㎡を農用地区域への編入を行うものです。以上のことから、農用地利用計画変更申出書など関係書類を検討した結果、「やむを得ないもの」と意見を付すことと調査いたしました。</p>
議 長	<p>第4号議案について調査の結果、「やむを得ないもの」と調査報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。第4号議案について、「やむを得ない」との意見に、異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第4号議案仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件について、「やむを得ない」との意見を付すことに決定いたします。</p>
	(午後1時59分)
議 長	<p>続いて、協議事項はありませんので、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。</p>
	<p>(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(6) 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻に関する件までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。</p>
事務局	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p>
農地係長	<p>(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり、番号4026から4029まで4件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が2件、長屋住宅・店舗への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページから4ページに記載のとおり、番号5046から5061まで16件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が11件、共同住宅への転用が2件、店舗・駐車場・駐車場及び資材置場への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。続きまして、(3) 農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、5ページに記載のとおり4件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。続きまして、(4) 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、6ページに記載のとおり2件ありました。続きまして、(5) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件は、7ページに記載のとおり1件ありました。(6) 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻に関する件は、8ページに記載のとおり1件ありました。</p>
	<p>農地関連の報告事項は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項(1)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>次に(7)令和3年度農地基本台帳補正調査について(案)を事務局から報告願います。</p>
事務局 主幹 兼振興係長	<p>— 説明 — (7)令和3年度農地基本台帳補正調査について(案)</p>

議 長	<p>(7)令和3年度農地基本台帳補正調査について(案)、ご質問等はございませんか。</p> <p>なければ次に、(8)農地利用意向調査の実施について、を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>— 説明 — (8)農地利用意向調査の実施について</p>
議 長	<p>(8)農地利用意向調査の実施について、ご質問等はございませんか。</p> <p>なければ次に、(9)令和3年度第1回企画検討チーム会議報告(7月29日開催)、を加藤企画検討チーム長から報告願います。</p>
加藤企画検討 チーム長	<p>— 説明 — (9)令和3年度第1回企画検討チーム会議報告(7月29日開催)</p>
議 長	<p>(9)令和3年度第1回企画検討チーム会議報告(7月29日開催)について、ご質問等はございませんか。</p> <p>質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。以上で報告事項を終了いたします。</p>
	(午後2時13分)
議 長	<p>続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。</p> <p>(1)会長報告を私から(佐々木均会長)報告します。資料4をご覧ください。</p>
会 長	(会長報告)
議 長	<p>続きまして、事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。</p>
事務局 振興係	<p>(2)事務局からの連絡事項について</p> <p>その他事務局からの連絡事項</p> <p>(ア)第23回全国農業担い手サミットin茨城</p> <p>(イ)9月～10月の予定表(中止、延期を再確認)</p> <p>(ウ)他市町村農業委員会だより等(さいたま市、新潟市中央、新潟市西区、広島市)</p>
議 長	<p>その他についてご意見、ご質問等はございますか。</p> <p style="text-align: center;">(意見なし)</p>
議 長	<p>質問等はないようですので、その他について終了いたします。</p> <p>他に何かありますか。</p>

司会：主幹兼振
興係長

嶺岸会長職務
代理者

なければ以上で全てを終了いたします。

閉会のあいさつを嶺岸会長職務代理者からお願いします。

以上をもちまして、仙台市農業委員会第40回総会を閉会します。

閉 会

(午後2時19分)